

2022年7月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区京橋三丁目1番1号
株式会社ブリヂストン
代表執行役 石橋 秀一

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
株式会社プロスパイラ
代表取締役 斧 純也

株式会社ブリヂストン（以下、「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社プロスパイラ（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、両社の間で2022年4月15日に締結した吸収分割契約（以下、「本件分割契約」といいます。）に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社から吸収分割承継会社に、吸収分割会社の車輛用防振製品及び産業用防振製品の企画・開発・販売事業（製造設備管理事業を含みます。）に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日
2022年7月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割の差止請求）による手続の経過
本件分割は、会社法第784条第2項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
本件分割は、会社法第784条第2項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っておりません。
 - (3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過
吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定によ

る手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条の規定により、債権者に対し、2022 年 5 月 2 日付官報のほか、定款の定めに従い電子公告により公告をいたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割の差止請求）による手続の経過

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、吸収分割承継会社に対して、会社法第 796 条の 2 に基づき本件分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配会社であることから、第 797 条第 3 項の規定により同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っておらず、株式買取請求権を行使できる株主も存在していません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定により、債権者に対し、2022 年 5 月 2 日付官報により公告をいたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。また、知れている債権者が存在しないため、各別の催告は行っていません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2022 年 7 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本件分割契約に従い、本件分割契約の承継対象権利義務明細表に記載された資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。また、本件分割に際して吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおりです。

承継した資産の額： 金 13,947 百万円（概算値）

承継した負債の額： 金 4,807 百万円（概算値）

5. 会社法第 923 条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日

2022 年 7 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 本件分割における割当ての内容

吸収分割会社は、本件分割効力発生日において、吸収分割承継会社の全発行済株

式を保有していたため、吸収分割承継会社は、本件分割に際して株式、金銭その他の財産を交付しておりません。

(2) 吸収分割承継会社における資本金及び準備金の変動

本件分割によって吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は変動しておりません。

以上